

鶴ヶ島市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年12月25日

鶴ヶ島市監査委員 内 野 睦 巳

鶴ヶ島市監査委員 漆 畑 和 司

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

- （1）総務部 総務人権推進課（固定資産評価審査委員会含む）
- （2）選挙管理委員会
- （3）健康福祉部 福祉政策課
- （4）健康福祉部 障害者福祉課

4 監査の着眼点

令和2年度（4月から9月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所庁議室

日程：令和2年11月11日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 総務部 総務人権推進課（固定資産評価審査委員会含む）

ア 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 人権啓発推進経費

人種や性別、年齢、門地などにかかわらず、全ての人々の人権が尊重され、互いの個性や価値観を認め合い、一人ひとりが互いに人権を尊重する差別のない明るい社会を実現するため、啓発活動や研修活動などを実施する経費。

新型コロナウイルス感染症の影響により、法務局から中止の要請があったため、人権相談の実施は7月17日のみである。

人権の花運動（市内の小学校に花苗2,000鉢配布）を実施した。

人権啓発標語入りポケットティッシュを5,000個作成し、配布予定である。

今後も差別のない社会の実現を図るため、人権に対する正しい情報提供や啓発活動を継続して実施する。

(イ) 法規審査事務

議会に提出する条例案並びに規則及び訓令の審査、助言、指導を行う。

- ・年4回開催される議会定例会に提出する議案の審査
- ・議会臨時会が開催される場合に提出する議案の審査
- ・規則・訓令等の審査
- ・法令解釈の助言
- ・職員研修

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(2) 選挙管理委員会

ア 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 選挙管理委員会運営経費

選挙管理委員会運営上の必要経費。

選挙管理委員会は4人の選挙管理委員で組織され、任期は4年である。

- ・選挙管理委員会の開催実績（令和2年6月1日、令和2年9月1日）
- ・今後の開催予定（令和2年12月1日、令和3年3月1日）

(イ) 選挙常時啓発推進経費

選挙時に限らず、常に有権者及び未来の有権者に選挙に対する関心を持ってもらうための啓発に要する経費。

明るい選挙啓発ポスター展や選挙についての出前講座を開催する。

令和2年度の明るい選挙啓発ポスター展の出品者数は小学生32人、中学生17人、高校生5人の合計54人である。

今後也有権者及び未来の有権者に選挙に対する関心を持ってもらうよう継続して啓発する。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(3) 健康福祉部 福祉政策課

ア 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 民生委員・児童委員連合協議会補助金

鶴ヶ島市民生委員・児童委員連合協議会の運営に要する経費を補助することにより、当該協議会の活動を促進し、地域社会の福祉増進を図るものである。

令和2年9月末現在の民生委員の定員は107人、主任児童委員の定員は8人である。

地域社会の福祉増進に寄与するため、今後も支援を継続する。

(イ) 生活保護費

日本国憲法第25条及び生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図るものである。生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類がある。

令和2年9月末現在の受給世帯は546世帯、受給者数は706人である。

今後も生活保護制度に基づき、適正に保護を実施していく。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

(4) 健康福祉部 障害者福祉課

ア 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 障害者自立支援給付等経費

障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス(介護給付、訓練等給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費)及び児童福祉法に基づく障害児通所給付、障害児相談支援給付を行うための経費。

令和2年9月末現在の支給対象者数(補装具費は件数)については次のとおりである。

- ・介護給付費訓練等給付費等 543人
- ・特定障害者特別給付費 74人
- ・自立支援医療費 130人
- ・補装具費 43件

今後も、障害者総合支援法等関係法令及び市障害者支援計画等に基づき、事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。

(イ) 重度障害者医療費助成経費

重度心身障害者に対し、各保険法に基づく医療の給付に係る一部負担金を支給することにより、重度心身障害者の福祉の増進を図る経費。

対象者は身体障害者1級・2級・3級所持者・療育手帳○A・A・B所持者、後期高齢者医療制度の障害認定を受けた者である。

令和2年9月末現在の状況は次のとおりである。

- ・支給対象者 1,213人
- ・助成額 62,381,836円

今後も負担の公平を図りつつ、適正な助成金の支給を行う。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。